

厚生労働科学研究費補助金
政策科学推進研究事業

日本の社会保障制度における社会的包摂
(ソーシャル・インクルージョン) 効果の研究

平成16～18年度 総合研究報告書

平成18年度 総括・分担研究報告書

主任研究者 阿部 彩

平成19(2007)年3月

参加研究者名簿

主任研究者： 阿部 彩 (国立社会保障・人口問題研究所国際関係部第2室長)

分担研究者： 後藤 玲子 (立命館大学大学院先端総合学術研究科教授)

大石 亜希子 (千葉大学助教授)

西村 幸満 (国立社会保障・人口問題研究所社会保障応用分析研究部
第2室長)

菊地 英明 (国立社会保障・人口問題研究所社会保障基礎理論研究部第2
室研究員)

研究協力者： 府川哲夫 (国立社会保障・人口問題研究所社会保障基礎理論研究部長)

小塩隆士 (神戸大学教授)

藤原千沙 (岩手大学助教授)

田宮遊子 (神戸学院大学講師)

稲田七海 (国立社会保障・人口問題研究所社会保障応用分析研究部
客員研究員)

目 次

I. 総合研究報告書

日本の社会保障制度における社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）効果
の研究 総合研究報告（主任研究者）

.....	阿部 彩	3
(分担研究報告書)		
.....	阿部 彩	11
(分担研究報告書)		
.....	大石亜希子	17
(分担研究報告書)		
.....	後藤玲子	21
(分担研究報告書)		
.....	西村幸満	31
(分担研究報告書)		
.....	菊地英明	35

II. 平成 18 年度総括研究報告書

日本の社会保障制度における社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）効果
の研究 平成 18 年度総括研究報告（主任研究者）

.....	阿部 彩	41
(分担研究報告書)		
.....	阿部 彩	47
(分担研究報告書)		
.....	大石亜希子	51
(分担研究報告書)		
.....	後藤玲子	53
(分担研究報告書)		
.....	西村幸満	59
(分担研究報告書)		
.....	菊地英明	63

III. 平成 18 年度分担研究報告

1. 日本における社会的排除指標の作成

- (報告)「日本における社会的排除指標の作成：社会生活に関する実態調査 概要」
..... 阿部 彩 71
- (別添 1)「社会生活に関する実態調査」調査票
- (別添 2)「社会生活に関する実態調査(平成 17 年度、18 年度)」集計結果

- (論文)「日本における社会的排除の実態：マイクロデータを用いた計測と国際比較」
..... 阿部 彩 113
- (論文)「排除されているのは誰か—「社会生活に関する実態調査」からの検討」
..... 菊地英明 127
- (論文)「就業の二極化と社会的排除—「貧困対策」を超えたアプローチに向けて」
..... 西村幸満 153
卯月由佳

2. 社会保障制度による社会的包摂効果の計測

- (論文)「貧困・相対的剥奪とライフ・イベントの関係について」
..... 大石亜希子 177
- (論文)「The role of the wife's labor supply on family earnings distribution in Japan」
..... 大石亜希子 189
安部由起子
- (論文)「実質的自由の実質的保障を求めて
—ロールズ格差原理と潜在能力理論の方法的視座—」
..... 後藤玲子 205
- (論文)「社会的正義と公的扶助——公共的相互性の意味を問う」
..... 後藤玲子 231

- (論文) Winners and Losers over the 1990s Business Cycles in Germany, Great Britain, Japan, and the United States
..... 小塩隆士 245
- (論文) Social security and intra-generational income redistribution in Japan
..... 小塩隆士 257
- (論文) Social security and intra-generational income redistribution in Japan
..... 小塩隆士・府川哲夫 291
- (論文)「低所得層の拡大と五分位医療費：1987～2002 年所得再分配調査」
..... 府川哲夫 319

3. 被排除者をめぐる分析		
(報告)「母子世帯になってからの期間と生活水準」		
(論文)「母子世帯となってからの期間と勤労所得」		
.....	阿部 彩	325
(資料)「児童扶養手当の受給と支給停止の分析」		
「母子世帯の生活変化調査(当事者団体調査)の特徴—サンプルバイヤスについて—」		
.....	藤原千沙	345
(論文)「母子世帯の母親を対象とした就業支援策の有効性」		
.....	田宮遊子	355
(資料) 母子世帯の生活の変化調査 結果概要		365
集計表		
調査票		
(論文)「ホームレス経験者のライフヒストリーにみる社会的排除—包摂— —中間居住施設入所者へのインタビューから—」		
.....	稲田七海	385
IV. 研究成果の刊行に関する一覧表		409
V. 資料		
1. 平成18年度活動報告		417
2. EU 社会的排除指標による国際比較		
.....	阿部 彩	420
3. 子育て世帯の貧困・相対的剥奪と社会政策		
.....	阿部 彩	423
4. (論文英訳) ”Measuring Social Exclusion in Japan”		
.....	阿部 彩	451

1. 平成 16～18 年度 総合研究報告書

厚生労働科学研究費補助金（政策科学推進研究事業）
主任総合研究報告書

日本の社会保障制度における社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）効果の研究
（平成16年度～平成18年度）

「日本における社会的排除指標の作成」

主任研究者 阿部 彩 国立社会保障・人口問題研究所

研究要旨

本研究の目的は、日本における社会的包摂（排除）の事象を計量的に把握し、その指標を構築することである。本研究の成果として、以下の結論が導き出された。まず、社会的排除という、従来の所得ベースの貧困とは異なる事象が実際の日本の現代社会に存在し、計量可能な形で存在することである。3年間をかけて設計・実施された「社会生活に関する実態調査」は、改善の余地はあるものの、社会的排除を実際に計測したという点で本分野の研究の貴重な第一歩である。調査から浮き彫りにされた被排除者像は、必ずしも、ホームレス、母子世帯といった従来の弱者像と重なっておらず、新たな「被排除者」の発見となった。次に、ライフコースにおける様々な過去の不利が、現在の社会的排除に結びつく可能性が高い。過去の不利とは、解雇経験、離婚経験、病気・怪我の経験などであるが、成育環境（15歳時の経済状況や家族構成）という極めて人生の初期の段階における不利も現在の職業や低学歴のみならず、現在の社会的排除に影響している。第三の知見は、低所得であることは、社会的排除のメルクマールとしては機能しないことである。第四に、就業形態と社会的排除（政治参加や社会関係）の関係が示唆される。

既存の格差（不平等）・貧困概念を用いた研究からは、格差拡大のかなりの部分が人口動態的・社会的要因によって説明され、またそれが年齢階層間の所得移転でかなり是正されているものの、高齢層内部あるいは同一世代内の格差是正や貧困削減に対して現行制度は十分に機能していないことがわかった。

被排除者の典型としての母子世帯を対象とする調査からは、母子世帯の経済状況は母子世帯となってからの期間がたつにつれて子どもの成長などに伴う支出の増大と勤労収入の微増が交錯し、二極化する傾向がある。勤労所得の増加は、正規雇用である場合は若干期待できるがそうでない場合は期待できないことが判明した。

分担研究者

大石亜希子 千葉大学 助教授
菊地英明 同上、研究員
後藤玲子 立命館大学 教授
西村幸満 国立社会保障・人口問題研究所 室長

A. 研究目的

「社会的排除」とは、人々の社会参加を可能とする様々な条件を前提としつつ、人生の早い時期からそうした条件が欠如する状態が継続することにより、人々の社会参

加が阻害されていく過程を指している。ここで社会参加を可能とする様々な条件の具体例としては、雇用や住居、諸制度へのアクセス、文化資本、社会的ネットワーク等が指摘されている。近年、欧米では、このような「社会的排除」概念が、一時点の低所得をメルクマールとした従来の「貧困」概念、あるいはタウンゼントの相対的剥奪（デプリベーション）指標を拡張するものとして政策の重要課題となっており、フランスの「反排除法」やイギリスの「社会的排除問題対策本部」など、社会政策の実践の場でも既に取り入れられている。社会参加のための条件を整備して人々の社会参加の可能性を保障することが「社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）」と呼ばれるもので、現在、「社会的排除・包摂」を計量的手法で計測し、政策の目標値設定、モニタリング、評価および国際比較に役立つ動きが欧州各国及びEUレベルで広がっている。

しかし、日本においては、社会的排除の実態および現状の政策が社会的排除・包摂に及ぼす影響を実証的・理論的に論じた研究が非常に少ないのが現状である。例えば、ホームレスや母子世帯など、カテゴリー別に被排除の対象とされる人々については、いくつかの優れた研究が散見されるものの、可視的に認識されにくい被排除者については、その存在すらも把握されていない。

そこで、本調査研究の第1の目的は、日本の実状に合った「社会的排除・包摂」の概念を確立し、それを定量的に表す指標を作成・計測することである。第2の目的は、その指標を用いて、これまでの我が国の社会保障制度に係る政策について評価を行うことである。第3の目的は、排除されている者（被排除者）の生活史に関する既存の定性調査を理論的・実証的に再検討することである。

B. 研究方法

本研究は、以下の3つのサブ・グループに分けて研究が行われた。

①日本における社会的排除指標の作成

平成16、17年度は、海外における社会的排除－包摂概念の整理および社会的排除を測定することを目的とした諸研究のサーベイ、国内における社会調査のサーベイを行い、それらを基に、新規の調査の設計を行った。その結果、平成18年3月に、A市の住民基本台帳から無作為抽出された1,600名を対象とした『社会生活に関する実態調査』が行われた。社会的排除の次元として取り上げられた項目は以下の通りである：低所得、相対的剥奪（社会的必需項目の欠如）、社会保障制度からの排除、労働の不安定性、社会ネットワークの欠如、社会生活（選挙、町内活動等）の欠如、住宅の不安定性、金銭的緊張度（借金の有無など）。

平成18年度には、本データを用いて、以下の分析が行われた。第一に、個々人の現在の各次元における社会的排除の状況を集約した複合変数（社会的排除指標）を構築し、年齢・性別・所得階級・世帯類型などと社会的排除の関係を分析した。また、特に社会的排除の度合いが高いとされる人々を抽出し、彼らの共通の特徴を模索した。第二に、社会的排除の状況と、現在および過去の要因（所得、世帯類型、年齢、20歳からの雇用歴、最初の職など）との関係を分析する。第三に、個人のライフコースのイベント（離婚・離職・傷病など）と社会的排除の関係が分析された。

②社会保障制度による、社会的包摂効果の計測

厚生労働省『所得再分配調査』、また、「所

得再分配調査」を用いて 1980 年代から 2000 年代にかけての不平等率・貧困率の推移を計測し、その要因分析を行うとともに、社会保障制度・税制度の効果を計測した。また、共働き夫婦の増加による格差への影響など個別の社会的要因について分析が行われた。

③被排除者をめぐる課題の再検討

特に、現代日本社会において排除されていると考えられる人々の典型として、母子世帯とホームレス（野宿者）を取り上げ、母子世帯については質問紙による「母子世帯の生活の変化調査」（平成 18 年 8-9 月実施）、ホームレスについてはインタビュー調査（平成 16～18 年度実施）を行い、彼らの現状および政策課題について検討を行った。

（倫理面への配慮）

「社会生活に関する実態調査」および「母子世帯の生活の変化調査」においては、個人情報を取り扱うため、委託業者ならびに母子世帯の当事者団体に名簿管理などを委託し厳重な管理体制がひかれた。

C. 研究成果

①日本における社会的排除指標の作成

調査に含められたさまざまな社会的排除を示す項目について満たされていない状態である人々が少なからず存在することがわかった（阿部論文・平成 18 年度総括研究報告書掲載、阿部 2007a）。その割合の幅は広く、1%未満から数 10%となっている。一番、欠如率が低い項目は、耐久財であり 0.5%（テレビ、冷蔵庫）から 3.6%（ステレオ）となっている。この率は OECD 平均と比較しても少なく、日本社会が物物的に豊かであることを表していよう。しかし、耐久財の 10 項目を総合的にみると、これ

らのうち 1 項目以上の品が「経済的に持てない」とする割合は約 1 割となる。また、医療（必要な時に経済的な理由で医者にかかることができない＝2.2%）であり、日本の医療制度の成果が感じられる（同様の質問について、OECD 諸国の平均は 10%である。Boarini, & Mira d'Ercole 2006）。しかし、2.2%の人が必要なときに医療を受けることができない状態であることは、国民皆保険を理念として掲げている日本の医療制度にとっては憂慮すべき問題といえるであろう。逆に、排除率が高い項目は、「社会活動」の分野である。社会活動をみると、ボランティア・社会奉仕活動では 49.1%、町内会・PTA などの地域組織では 38.6%の回答者が、関心はあるが参加できない状態である。社会活動の 6 項目を合わせて 1 項目以上の項目で排除されているのは 66.1%と回答者の過半数となる。また、欧米の類似調査において必ずといってよいほど含まれる「泊まりがけの家族旅行」(35.1%)や「家族での外食」(37.4%)においても高い率の回答者が満たされていない。また、公共施設も高い率で「使いたい、使えない状態」となっている（図書館 25.4%、スポーツ施設 32.4%等）。公共施設の項目を合わせると、半数近い（45.2%）回答者が一つまたは複数の施設・サービスから排除されていると考えられる。

②社会保障制度による、社会的包摂効果の計測

本研究では、厚生労働省「所得再分配調査」「国民生活基礎調査」、国立社会保障・人口問題研究所「社会生活調査」などの既存データを用いて、社会的排除およびその複合的現象の一端を表す指標として、相対的剥奪、相対的貧困、所得格差を用いた分析が行われ、これらの実態、時系列的推移、および我が国の社会保障制度が発揮してき

た効果を「社会的包摂」の観点から検証した。『所得再分配調査』の個票を用いた調査では、長期的な貧困率と所得格差の動向を把握し、その上昇の要因分析を行った。その結果、貧困率も不平等度と同じく、高齢化や世帯構造の変化に左右されるものの、その上昇の一番の要因は市場所得の悪化ということがわかった。社会保障制度の貧困削減効果は、高齢者については大きい、壮年者・子どもについては小さいか、場合によっては貧困拡大効果を持っている。(阿部 2006b、阿部 2006c、大石 2006) また、子どもを持つ世帯の経済状況が悪化しており、2極化の兆候を見せているほか、世帯人員規模を調整した後の実質世帯所得や実質可処分所得は 1990 年代半ば以降低下していることも判明した(大石論文平成 16 年度)。同じく大石の分析によると、配偶者控除、特別配偶者控除による便益は、夫の稼働所得十分位別にみると、第 1 分位で年額 2 万円であるのに対し、第 9 分位では 10 万円を超えており、高所得層に便益が多く帰着している。また、1980 年代から 1990 年代における日本の格差拡大の半分以上は、人口高齢化や世帯規模の縮小といった人口動態的・社会的な要因で説明できること、再分配効果は高齢層に集中し、その効果の大部分は年齢階層間の所得移転に起因していること、若いコーホートの格差拡大が再分配所得で確認された(小塩論文)。

次に、社会的排除概念の原型ともいえる相対的剥奪の分析では、複数の次元の functioning (具体的には、食、衣、医、住、社会生活、保障) を考慮し、個人の嗜好と強制された欠如を明確に区別することで、相対的剥奪を社会的排除により近い概念に精練した。その結果、ある一定の所得以下で指標が急激に上昇すること(閾値の発見)、相対的剥奪のリスクが「通常のライフコースから逸脱」した場合に高いこと、若年層

が高齢層に比べ、その深さ・頻度ともにリスクが高いことがわかった(阿部 2006a)。

③被排除者をめぐる分析

母子世帯の母親の就労と社会保障給付との関係についての分析からは、以下の点が明らかになった。まず、2002 年改革は、手取り所得の逆転現象をなくした面では評価できるが、留保賃金には何ら影響を与えないので今まで就業していなかった母親の就労を促進する効果を期待することはできない。また、労働時間への影響も観察されない。1998 年改革によって一部支給の所得制限限度額が引き下げられたが、これに対応して母子世帯の母親が稼働所得を調整しているという傾向は観察されない(大石論文平成 17 年度)。

一方で、本プロジェクトにおいて平成 18 年度に行った「母子世帯の生活の変化調査」の分析からは、母親の勤労収入は母子世帯となってからの期間が長くなってもその上昇率は低い。逆に、子どもの年齢の上昇とともに子どもに関する支出が増え、約半数の母親は母子世帯となった当初よりも生活が苦しくなったと答えている。母子世帯の母親の勤労所得に対する、母親の年齢や子どもの年齢などの個人の属性による影響は少なく、雇用形態や勤続年数(i.e. 勤続年数が加算されるような職場か)によって左右される部分が多い。また、本稿でもっとも注目していた「母子世帯となってからの期間」による影響は、年数をおうごとに徐々に増加していくことは確認できたものの、これが説明する所得の変動部分は少ない。よってこれらを用いた推計を用いると、雇用形態がよい場合(正規で継続雇用が続けられる場合)は、ある程度勤労所得があがるものの、悪い場合(フルタイム・パートや、短時間勤務、断続雇用)は勤労所得の増加は望めない。また、よい場

合においても、その上昇度合いは必ずしも大きいものではなく、児童扶養手当の全額廃止の所得制限（365万円）に母子世帯となって5年目の時点で達することができるのは例外的なケースであるといえる。

D. 考察

第一に、社会的排除のリスクが高いとしてクローズアップされる人々のプロフィールは、男性、50歳代、単身男性、仕事がない人々（主婦と退職者を除く）、非正規就労の男性である。彼らは、特に社会関係や社会参加が希薄であり、場合によっては、基本ニーズや物質的剥奪などの次元においても欠如・剥奪状態にある。第二に、ライフコースにおける様々な過去の不利が、現在の社会的排除に結びつく可能性が高いことである。過去の不利とは、解雇経験、離婚経験、病気・怪我の経験などであるが、15歳時の経済状況という極めて人生の初期の段階における不利も現在の社会的排除に影響している。第三に、低所得であることは、社会的排除のメルクマールとしては機能しないことである。第一の知見で発見された潜在的な被排除者は、必ずしも所得ベースで貧困であるわけではない。また、第二の知見で言及する様々な過去の不利は、必ずしも現在の低所得に結びついているわけではない。さらに、低所得と他の次元の社会的排除との関連性も薄い。

E. 結論と政策的含意

これらの知見から、社会的排除が、従来の所得ベースの貧困とは異なる事象であることが改めて確認されたといえよう。社会的排除の対象として醸し出される人物像は、従来の貧困の人物像よりも幅広く、多様である。それは、例えば、50歳代の男性、非正規雇用の若者など、これまで社会政策の

対象としてあまり着目されてこなかった人々をも含んでいる。本研究プロジェクトから得られた特に注目すべき結果は、社会的排除が、ある意味では所得よりもより密接に、過去からの不利と関係していることがデータをもって証明されたことである。不利とは、失職（解雇）、離婚などのライフイベントとともに、生育環境（15歳時点の家庭の経済状況および世帯類型）などを指す。社会的排除は、これらの不利が蓄積された結果として起こっていることが明白である。不利は、早くは、15歳時、高等教育に達する前から蓄積されるものなのである。このことは、現在の日本社会が、現政権がキャッチフレーズとする「再チャレンジ」ができる社会とは、ほど遠いことをしめしていよう。疾病・離婚・離職などのイベントに対してある程度の保障はされているものの、これら「標準的なライフコースからの逸脱」の影響を緩和できていないことが、本研究の分析から示唆される。例えば、家族の死亡・疾病・離婚・離職などのイベントが、どのように個人の生活水準に影響し、その影響は一時的なものなのか、永久的なものなのか、などは、雇用保険や児童扶養手当、遺族年金や離婚後の年金分割など、社会保障制度の多岐にわたって関連する。特に児童扶養手当については5年間の有限付き給付と変更されたが、本プロジェクトで行われた「母子世帯の生活の変化調査」から得られた結果は、離婚・死別といったイベントが長期にわたって生活水準を低迷させることを示唆しており、5年という期間後に生活水準が改善するか否かは、労働需要側からの雇用状況の改善にかかっている。

社会的排除が、従来の貧困概念と異なる、または、それを拡大する側面を見せる一方で、社会的不利と低所得の関係がやはり切っても切れないものであることを示唆する

結果もある。それが、相対的剥奪と所得の関係を分析した阿部(2006a)である。ここで、阿部は、「世帯所得 400～500 万円未満」の世帯で相対的剥奪指標が急増するという「閾値」を発見した。この閾値の解釈は、一筋縄ではいかない。つまり、かつてタウンゼンドがイギリスのデータで主張したように、この閾値をそのまま社会保障制度に反映させること（例えば生活保護基準をこの所得まで引き上げること）は難しい。何故なら、閾値が示すものは、この所得以下の世帯すべてが剥奪状況にあることを指すのではなく、これらの人々がすべて救済やなんらかの公的介入を必要としているわけでもないからである。しかし、この結果は、人々の生活水準の低下するリスク（危険性）は、考えられていたよりも、もっと所得が高い段階から始まるということである。逆に言えば「世帯所得 400～500 万円未満」の生活は、「国民総中流」の神話がある日本において「人並み」の生活をおくるためには、決して、ゆとりのある生活ではなく、それ以下の所得になると、段々と剥奪の危険性が増していくと考えられる。閾値の発見は、世帯所得 400～500 万円以下の世帯に対しても、防貧の予防線を張らなければいけないことを示唆している。現在の社会保障制度の課題を例にとっていえば、税や社会保険料、医療保険の自己負担額など、世帯所得 400～500 万円以下の世帯を直撃する負担についても、今、その世帯の人々が「貧困」状態でないとしても、負担が過度になって剥奪の危険性を高めることがないように配慮しなければいけない。

被社会的排除者に対する公的支援として考えられる形態の一つが、還付可能な税額控除やベーシック・インカムなど、ステイグマを伴わない低所得者への現金給付である（菊地 2006a、後藤 2006a）。海外

での公的扶助改革は、就労を促進するだけでない。子どもへの貧困の継承・社会的排除の防止という観点から、稼働能力保有者に対しても、のく、還付付き税額控除などの形で所得保障を充実する面もある。これら税制をも含めた公的扶助制度の抜本的な改革が必要であろう。

F. 研究発表

1. 論文発表

阿部彩 (2007a) 「日本における社会的排除の実態」埋橋孝文・武川正吾・福原宏幸編『社会政策の新しい課題と挑戦：社会的排除の現状と社会政策（第一部）』法律文化社 2007.5.予定。

阿部彩 (2007b) 「日本における社会的排除指標の構築と計測の試み」日本ソーシャルインクルージョン推進会議編『ソーシャル・インクルージョン：格差社会の処方箋』中央法規、2007.1.20, pp. 203-224.

阿部彩(2006a)「相対的剥奪の実態と分析：日本のマイクロデータを用いた実証研究」社会政策学会編『社会政策における福祉と就労（社会政策学会誌第 16 号）』法律文化社（2006.9.30）、pp.251-275.

阿部彩 (2006b) 「第 5 章 貧困の現状とその要因：1980～2000 年代の貧困率上昇の要因分析」小塩隆士・田近栄治・府川哲夫編著『日本の所得分配：格差拡大と政策の役割』東京大学出版会、2006.11.10, pp.111-137

阿部彩(2006c)「日本における貧困の現状－06年 OECD 対日経済報告を読んで－」『世界の労働』第 56 巻第 11 号、日本 ILO 協会、(2006.11.20)、pp.8-13.

阿部彩(2005a)「日本における相対的剥奪指標と貧困の実証研究」国立社会保障・人口問題研究所ディスカッション・ペーパー No.2005-7.

稲田七海「生活保護受給者の地域生活と自

- 立支援—釜ヶ崎におけるサポーターハウス—の取り組み—, 『Shelter-less』 No.27, pp.82-102.
- 稲田七海 (2005) 「定住地としての釜ヶ崎—「寄せ場」転換期における野宿生活者支援—」, 『人間文化論叢』第7巻, 169-183.
- 大石亜希子 (2006) 「所得格差の動向とその問題点」貝塚啓明・財務省財務総合政策研究所編『経済格差の研究』中央経済社、2006年12月、19-36.
- 菊地英明 (2007a) 『『社会的排除と包摂』とは何か—概念整理の試み』日本ソーシャル・インクルージョン推進会議編『ソーシャル・インクルージョン—格差社会への処方箋』中央法規出版 2007年1月、182-202.
- 菊地英明 (2007b) 「生活保護改革と自立支援論—見落とされた母子世帯への所得保障への視点」北九州市立男女共同参画センター”ムーブ”編『ジェンダー白書5 女性と経済』明石書店、近刊。
- 菊地英明 (2006a) 「ヨーロッパにおけるベーシック・インカム構想の展開」『海外社会保障研究』(No.157)、国立社会保障・人口問題研究所、2006年12月、4-15.
- 菊地英明(2006b)「社会的排除—包摂とは何か? 概念整理の試み」国立社会保障・人口問題研究所ディスカッション・ペーパーNo.2005-9.
- 菊地英明・金子能宏 (2005) 「社会保障における住宅政策の位置づけ—福祉国家論からのアプローチ」『海外社会保障研究』第152号, 3-17, 2005.9
- 後藤玲子 (2006a) 「ミニマムの豊かさと就労インセンティブ—公的扶助制度再考—」貝塚啓明・財務省財務総合政策研究所編著『経済格差の研究』2006年、中央経済社、145-174.
- 後藤玲子 (2006b) 「ミニマム生活保障と福祉国家」『現代福祉国家への新しい道—日本における総合戦略』研究委員会講演、連合総研 月刊レポート DIO, No.205, 2006,7-15.
- 後藤玲子 (2006c) 「自立の社会的基盤と公的扶助」, 『賃金と社会保障』, 1426号、2006年9月、4-10.
2. 学会発表
- 阿部彩「母子世帯となってからの期間と収入」社会政策学会第113回大会、大分大学 (2006.10.21)
- 阿部彩「1980年代から2000年代の日本の貧困率の推移と要因分析」社会政策学会第112回大会、立教大学 (2006.6.3)
- 阿部彩「母子世帯と社会保障の実証研究」フェミニスト経済学会日本フォーラム、同志社大学 (2006.4.22)
- 阿部彩「日本における相対的剥奪指標と貧困の実証研究」社会政策学会第111回大会 (2005.10.8.)
- 阿部彩「日本における貧困の分析：相対的貧困と相対的剥奪」厚生労働省社会・援護局保護課勉強会 (2006.2.13.)
- 菊地英明「生活保護と財政・政府間関係」日本社会福祉学会第54回大会、於立教大学 (2006.10.8)
- 菊地英明「社会的排除—包摂とは何か? 概念整理の試み」社会政策学会第111回大会 (2005.10.8.)
- 後藤玲子 Welfare Reform based on Capability Theory and Public Reciprocity: An Idea of Reformulation of Basic Income, The 2006 Annual Meeting of the Human Development and Capability Association, Groningen, Netherlands, (2006.8.29)
- G. 知的所有権の取得状況
- なし

厚生労働科学研究費補助金（政策科学推進研究事業）
分担研究報告書

日本の社会保障制度における社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）効果の研究
（平成16年度～平成18年度）

「日本における社会的排除指標の作成」

主任研究者 阿部 彩 国立社会保障・人口問題研究所

研究要旨

本研究の目的は、日本における社会的包摂（排除）の事象を計量的に把握し、その指標を構築することである。本研究の成果として、以下の結論が導き出された。まず、社会的排除という、従来の所得ベースの貧困とは異なる事象が実際の日本の現代社会に存在し、計量可能な形で存在することである。3年間をかけて設計・実施された「社会生活に関する実態調査」は、改善の余地はあるものの、社会的排除を実際に計測したという点で本分野の研究の貴重な第一歩である。調査から浮き彫りにされた被排除者像は、必ずしも、ホームレス、母子世帯といった従来の弱者像と重なっておらず、新たな「被排除者」の発見となった。また、社会的排除は、所得という medium を通さずに、過去からの不利が蓄積された結果として起こりうることが実証された。それは、早くは、15歳時、高等教育に達する前から蓄積されるものなのである。このことは、現在の日本社会が、現政権がキャッチフレーズとする「再チャレンジ」ができる社会とは、ほど遠いことをしめしている。

A. 研究目的

本研究の目的は、日本における社会的包摂（排除）の事象を計量的に把握し、その指標を構築することである。本年度の目的は、平成16年度に設計・検討され、平成17年度、平成18年度に実施された「社会生活に関する実態調査」を用いて、有識者などの意見も取り入れて、日本における社会的排除を包括的に分析することである。

B. 研究方法

本研究は、OECD や EU における社会的排除を大規模社会調査を用いて実証的に計測する試みを参考に、日本における社会的排除の計量分析を行ったものである。

研究の1年目においては、社会的排除の理論的整理を行うとともに、日本および海外における関連する社会調査を網羅的に検討し、本研究で行う社会調査の設計の基礎を構築した。また、社会的排除の理論的原型ともいえる相対的剥奪（Relative Deprivation）を用いて、その計測を試みた（阿部 2005）。阿部(2005)は、日本の貧困の実証研究に多く用いられる所得または消費を、統計的な相対的貧困基準（例：中央値の50%）や、生活保護制度の最低生活費と比較して貧困か否かの判定をする手法の欠点を明らかにし、新しい貧困基準としてタウンゼンド(1979)の相対的剥奪概念を再提案する。相対的剥奪概念は、所得や

消費など間接的に生活水準を推定するのではなく、実際に当該世帯が享受している生活様式を直接に測定する点で人々の直感的な貧困概念に訴えやすい。また、相対的剥奪は1次元ではなく、複数の次元における欠如(=剥奪)を考慮する概念である。そのため、相対的剥奪は、社会的排除のStaticな指標と捉えることもでき、その分析を実際に行ったことによって、社会的排除の指標作成に有効な知見を与えることができた。

研究の2年目(平成17年度)には、これらの知見をもとに、社会的排除を計測することが可能な社会調査が設計・実施された。相対的剥奪と同様に社会的排除の概念は、「強制された欠如(=人が社会で生活するために必要な機能が満たされない状態)である。この現象をデータで捉えるためには、強制された欠如と嗜好による欠如の明確な分離を行わなければならない。また、社会的排除を捉えるには、金銭的な理由のみならず、健康やその人の属性(性別や年齢、エスニシティなど)などの理由によって、実質的に排除されている場合も考慮しなければならない。これらの概念に沿うよう、調査票を設計は数ヶ月の研究チームによる検討が重ねられ、調査は平成18年2月に、低所得層が比較的が多いと考えられるA地区の住民基本台帳から無作為に抽出された20歳以上の個人1,600人を対象として、訪問留め置き形式で行われた。しかし、不在者が多く、回収率が滞ったため、同年5月に不在者400名に対する郵送調査が行われた。回収数は、計584票(訪問調査486票、郵送調査98票)の有効回答が得られた。

研究3年目は、同調査のデータの分析を各分担研究者が行い、その結果が有識者を含めたワークショップにて議論された。

(倫理面への配慮)

データの扱いにおいては、個人情報が出漏らないように細心の注意を払うこととした。

C. 研究成果

(1) 相対的剥奪の実証分析

(阿部彩 2006a)

本研究の意義のひとつは、社会的排除の静的(static)な指標ともいえる相対的剥奪指標の計測である。分析を行うにあたり、剥奪指標を構築する項目や剥奪線をいかに選択するかによって結果が大きく異なることが改めて認識された。このことは、指標および剥奪線の選定が現在の日本社会で大多数の人に共有される価値や規範理論に基づいたものでなければならないことを示している。その点で、指標の構築自体に一般市民の考えを問うことは必要不可欠であり、本稿で行った合意基準アプローチによる相対的剥奪指標の構築は、社会から合意された貧困指標として重要である。本研究によるもっとも大きな知見は、ある所得以下では剥奪指標が急激に上昇することである。本研究で用いたデータに含まれる所得は、回答者の自己申告による階級値であり、その信頼性が100%でないことは留意しなければならないが、所得層ごとの平均相対的剥奪指標および剥奪の頻度は、「世帯所得400~500万円未満」から下の所得層にて急上昇している。このことは、多変数解析法によって世帯主の年齢層や配偶者の有無、世帯内傷病者の有無をコントロールした上でも確認することができ、日本においても、タウンゼンドが発見した閾値が存在するといえる。

相対的剥奪のリスク・グループの分析からは、婚姻関係の欠如や傷病など「標準的なライフコースからの逸脱」した時に、相対的剥奪のリスクが高いことが示唆された。従来貧困に陥る可能性が高いとされて

きた高齢者や家計が苦しいと考えられる有子世帯などにおいても、「標準から逸脱していない」世帯においては相対的剥奪が特に高いわけではない。むしろ、中年期(30代~50代)における婚姻関係の欠如(無配偶者)や世帯内の傷病者の存在、母子世帯である時、相対的剥奪のリスクが高くなっている。この「標準的ライフコースからの逸脱」と相対的剥奪の因果関係は、データからは証明できないものの、リスク・グループの発見において、これらは重要な手がかりとなろう。また、単純集計では明らかに若年者の剥奪率が高くなっており、これも、新しい発見である。また、同じ所得層であっても、高齢者に比べ、若年者のほうが、相対的剥奪の頻度、深さとともに大きくなっており、高齢期においては、過去の所得などの蓄積が、相対的剥奪のリスクを緩和させる働きがあると考えられることができる。

(2) 「社会生活に関する実態調査」を用いた社会的排除の分析

(阿部 2005、阿部 2007a、2007b)

調査の結果、調査に含められたさまざまな社会的排除を示す項目について満たされていない状態である人々が少なからず存在することがわかった。その割合の幅は広く、1%未満から数10%となっている。一番、欠如率が低い項目は、耐久財であり0.5%(テレビ、冷蔵庫)から3.6%(ステレオ)となっている。この率はOECD平均と比較しても少なく、日本社会が物品的に豊かであることを表している。しかし、耐久財の10項目を総合的にみると、これらのうち1項目以上の品が「経済的に持てない」とする割合は約1割となる。また、医療(必要な時に経済的な理由で医者にかかることができない=2.2%)であり、日本の医療制度の成果が感じられる(同様の質問について、

OECD諸国の平均は10%である。Boarini, & Mira d'Ercole 2006)。しかし、2.2%の人が必要なときに医療を受けることができない状態であることは、国民皆保険を理念として掲げている日本の医療制度にとっては憂慮すべき問題といえるであろう。逆に、排除率が高い項目は、「社会活動」の分野である。社会活動を見ると、ボランティア・社会奉仕活動では49.1%、町内会・PTAなどの地域組織では38.6%の回答者が、関心はあるが参加できない状態である。社会活動の6項目を合わせて1項目以上の項目で排除されているのは66.1%と回答者の過半数となる。また、欧米の類似調査において必ずといってよいほど含まれる「泊まりがけの家族旅行」(35.1%)や「家族での夕食」(37.4%)においても高い率の回答者が満たされていない。また、公共施設も高い率で「使いたい、使えない状態」となっている(図書館25.4%、スポーツ施設32.4%等)。公共施設の項目を合わせると、半数近い(45.2%)回答者が一つまたは複数の施設・サービスから排除されていると考えられる。

D. 考察

第一に、社会的排除のリスクが高いとしてクローズアップされる人々のプロフィールは、男性、50歳代、単身男性、仕事がない人々(主婦と退職者を除く)である。彼らは、特に社会関係や社会参加が希薄であり、場合によっては、基本ニーズや物質的剥奪などの次元においても欠如・剥奪状態にある。第二に、ライフコースにおける様々な過去の不利が、現在の社会的排除に結びつく可能性が高いことである。過去の不利とは、解雇経験、離婚経験、病気・怪我の経験などであるが、15歳時の経済状況という極めて人生の初期の段階における不利も現在の社会的排除に影響している。第三に、

低所得であることは、社会的排除のメルクマールとしては機能しないことである。第一の知見で発見された潜在的な被排除者は、必ずしも所得ベースで貧困であるわけではない。また、第二の知見で言及する様々な過去の不利は、必ずしも現在の低所得に結びついているわけではない。さらに、低所得と他の次元の社会的排除との関連性も薄い。

E. 結論と政策的含意

これらの知見は、今後の日本の社会の社会保障制度のあり方について考える際の重要な資料となるであろう。相対的剥奪の分析では、「標準的なライフコースからの逸脱」と剥奪の関係が明らかになった。現行の社会保障制度においても、疾病・離婚・離職などにある程度の保障はされているものの、これら「標準的なライフコースからの逸脱」の影響を緩和できていないことが、本稿の分析から示唆される。これを確かめるには、パネルデータを用いた詳細な分析が望まれる。例えば、家族の死亡・疾病・離婚・離職などのイベントが、どのように個人の生活水準に影響し、その影響は一時的なものなのか、永久的なものなのか、などは、雇用保険や児童扶養手当、遺族年金や離婚後の年金分割など、社会保障制度の多岐にわたって関連する課題であり、今後の研究の課題とすることとしたい。また、「閾値」として発見された世帯年収400～500万円という数値は、通常用いられる相対的貧困の基準（所得の中央値の50%）に比べて高い。これが意味することは、相対的剥奪の現象は、通常考えられていたよりも、もっと所得が高い段階から、そのリスク（危険性）が高まるということである。逆に言えば「世帯所得400～500万円未満」の生活は、「国民総中流」の神話がある日本において「人並み」の生活を

おくるためには、決して、ゆとりのある生活ではなく、それ以下の所得になると、段々と剥奪の危険性が増していくと考えられる。このことは、「世帯所得400～500万円未満」以下の世帯の人々がすべて剥奪の状態にあることを指すのではなく、これらの人々がすべて救済やなんらかの公的介入を必要としているわけでもない。この意味で、所得は貧困基準としては最適ではない。しかし、閾値の発見は、世帯所得400～500万円以下の世帯に対しても、防貧の予防線を張らなければいけないことを示唆している。現在の社会保障制度の課題を例にとつていえば、税や社会保険料、医療保険の自己負担額など、世帯所得400～500万円以下の世帯を直撃する負担についても、今、その世帯の人々が「貧困」状態でないとしても、負担が過度になって剥奪の危険性を高めることがないように配慮しなければいけない。

社会的排除の指標の作成と分析からは、以下の結論が導き出された。まず、社会的排除という、従来の所得ベースの貧困とは異なる事象が実際の日本の現代社会に存在し、計量可能な形で存在することである。3年間をかけて設計・実施された「社会生活に関する実態調査」は、改善の余地はあるものの、社会的排除を実際に計測したという点で本分野の研究の貴重な第一歩である。調査から浮き彫りにされた被排除者像は、必ずしも、ホームレス、母子世帯といった従来の弱者像と重なっておらず、新たな「被排除者」の発見となった。また、社会的排除は、所得という *medium* を通さずに、過去からの不利が蓄積された結果として起こりうることが実証された。それは、早くは、15歳時、高等教育に達する前から蓄積されるものなのである。このことは、現在の日本社会が、現政権がキャッチフレーズとする「再チャレンジ」ができる社会

とは、ほど遠いことをしめしていよう。研究者としてのわれわれの課題は、過去からの不利が、どのような経路を通して、現在の社会的排除に影響するのかを解明することである。このようなプロセスを得て初めて社会的包摂が可能な政策を立案することができるのである。

F. 研究発表

1. 論文発表

- 阿部彩 (2007a) 「日本における社会的排除の実態：マイクロデータを用いた計測と国際比較」平成 18 年度厚生労働科学研究費補助金研究事業「日本の社会保障制度における社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）効果の研究」総括報告研究書。
- 阿部彩 (2007b) 「日本における社会的排除の実態」埋橋孝文・武川正吾・福原宏幸編『社会政策の新しい課題と挑戦：社会的排除の現状と社会政策（第一部）』法律文化社 2007.5.予定。
- 阿部彩 (2007c) 「日本における社会的排除指標の構築と計測の試み」日本ソーシャルインクルージョン推進会議編『ソーシャル・インクルージョン：格差社会の処方箋』中央法規、2007.1.20, pp. 203-224.
- 阿部彩(2006a)「相対的剥奪の実態と分析：日本のマイクロデータを用いた実証研究」社会政策学会編『社会政策における福祉と就労（社会政策学会誌第 16 号）』法律文化社 (2006.9.30)、pp.251-275.
- 阿部彩 (2006b) 「第 5 章 貧困の現状とその要因：1980～2000 年代の貧困率上昇の要因分析」小塩隆士・田近栄治・府川哲夫編著『日本の所得分配：格差拡大と政策の役割』東京大学出版会、2006.11.10, pp.111-137
- 阿部彩(2006c)「日本における貧困の現状－06 年 OECD 対日経済報告を読んで－」

『世界の労働』第 56 巻第 11 号、日本 ILO 協会、(2006.11.20)、pp.8-13.

阿部彩(2005)「日本における相対的剥奪指標と貧困の実証研究」国立社会保障・人口問題研究所ディスカッション・ペーパーNo.2005-7.

2. 学会発表

- 阿部彩「母子世帯となってからの期間と収入」社会政策学会第 113 回大会、大分大学 (2006.10.21)
- 阿部彩「1980 年代から 2000 年代の日本の貧困率の推移と要因分析」社会政策学会第 112 回大会、立教大学 (2006.6.3)
- 阿部彩「母子世帯と社会保障の実証研究」フェミニスト経済学会日本フォーラム、同志社大学 (2006.4.22)
- 阿部彩「日本における相対的剥奪指標と貧困の実証研究」社会政策学会第 111 回大会 (2005.10.8.)
- 阿部彩「日本における貧困の分析：相対的貧困と相対的剥奪」厚生労働省社会・援護局保護課勉強会 (2006.2.13.)

G. 知的所有権の取得状況

なし

厚生労働科学研究費補助金（政策科学推進研究事業）
分担総合研究報告書

日本の社会保障制度における社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）効果の研究

「社会保障制度による社会的包摂効果の測定」

分担研究者 大石亜希子 千葉大学法経学部

研究要旨

本研究の目的は、既存の大規模統計調査や、本厚生労働科学研究で実施した「社会生活に関する実態調査」のデータを用いて、貧困に結びつく要因を探るとともに、社会保障制度や税制の社会的包摂効果を測定することにある。これらのデータの個票を使用し、各人の過去の履歴と現在の貧困状況の関係や、各世帯や個人の税・社会保険料拠出や社会保障給付の実態を把握するとともに、各種の不平等度指標を作成した。

A. 研究目的

本研究の目的は、既存の大規模統計調査や独自に実施した調査を用いて、社会から排除されていると思われる人々の状況から貧困に結びつく要因を定量的に分析するとともに、社会保障制度や税制の社会的包摂効果を測定することにある。

具体的には、ジニ係数や貧困率などの指標を使用して、日本の所得格差の推移とその要因を分析したりするとともに、公的年金や税控除、児童扶養手当といった個別の施策が人々の厚生にどのような影響を及ぼしているか、どの程度の再分配効果をもたらしているか、また、過去のどのような履歴が貧困に結びつくのかを計測する。

B. 研究方法

本研究事業で独自に実施した「社会生活に関する実態調査」、厚生労働省「所得再分配調査」の個票を使用し、各人の過去の履歴と現在の貧困状況、また、各世帯や個人の税・社会保険料拠出や社会保障給付の実

態を把握するとともに、各種の不平等度指標を作成する。

（倫理面への配慮）

データの扱いにおいては、個人情報が出漏らないように細心の注意を払うこととした。

C. 研究成果 と D. 考察

本研究の3ヵ年にわたる内容は以下の3つに大別される。

● 貧困の実態とその背景

(1) 阿部 彩「1980～2000年代の日本の貧困率の推移と要因分析」（平成17年度）

本論文では、厚生労働省「所得再分配調査」の複数年を用いて、貧困率の推移を計算し、その要因分析を行っている。

分析から明らかになった点は以下の通りである。

①日本の貧困率は、1980年代から2000年代にかけて約5ポイント上昇している。年齢別にみると、高齢者の貧困率はそれほど上昇していないものの、壮年者、子ども

の貧困率が特に上昇している。②全体の貧困率の上昇は、人口構成の変化（高齢化）によるものよりも、市場所得における貧困率の悪化が寄与している。③社会保障制度の貧困削減効果は、高齢者については大きい、壮年者・子どもについては小さいか、場合によっては貧困拡大効果を持っている。

(2) 大石亜希子「貧困・相対的剥奪とライフ・イベントの関係について」(平成 18 年度)

本論文は「社会生活に関する実態調査」に基づき、失職、疾病、離婚、子どもの誕生といった出来事や、15 歳当時の家族構造と暮らし向きが、学歴達成や調査時点での貧困にどのように結びついているかを計量的に検討した。

主な発見は次の通りである。第 1 に、年齢や性別をコントロールした上でも、失職などのライフ・イベントは貧困との関連が強い。第 2 に、成育環境は成人時における貧困と有意に関連している。第 3 に、ひとり親世帯で育った個人や、15 歳当時の暮らし向きが悪かった個人は低学歴にとどまる確率が高い。

● 所得分配・再分配の動向と要因

(1) 大石亜希子「子どものいる世帯の経済状況」(平成 16 年度)

本研究では、1980 年代半ば以降の所得格差の動向や子どものいる世帯の経済状況を、高齢者世帯との比較を交えて把握した。

主な発見は以下の通りである。第 1 に、所得階層別の分布についてみると、高齢者世帯では低所得層が縮小している半面、子どものいる世帯では低所得層の規模は変わらず、中～高所得層がやや拡大するなど 2 極化の傾向が認められる。

第 2 に、世帯人員規模を調整した後の実質世帯所得や実質可処分所得を比較すると、高齢者世帯は 1980 年代後半から一貫して

上昇しているのに対し、子どものいる世帯では 1990 年代半ば以降、低下に転じており、低下幅は全世帯平均よりも顕著である。結果として、高齢者世帯と子どものいる世帯の生活水準格差は縮小している。

第 3 に、子どものいる世帯が受け取る年金、医療以外の社会保障給付（児童手当等）は、世帯人員 1 人当たりで 1986 年が 1200 円（2000 年価格）、1998 年でも 3400 円（同）と少額にとどまる。

(2) 小塩隆士「1980～1990 年代における所得格差と所得再分配」(平成 17 年度)

本研究では、厚生労働省「所得再分配調査」の 1981 年調査から 2002 年調査の個票に基づいて、1980 年代から 1990 年代にかけての所得格差や所得再分配の状況を概観した。分析から明らかになった点は以下の通りである。

①1980 年代から 1990 年代における日本の格差拡大の半分以上は、人口高齢化や世帯規模の縮小といった人口動態的・社会的な要因で説明できる。②再分配政策は高齢層に集中し、人口高齢化による格差拡大のかなりの部分を相殺しているように見えるが、その効果の大部分は年齢階層間の所得移転に起因する。③若いコーホートほど格差が拡大するという傾向は、当初所得では確認できないが、再分配所得では確認される。

(3) 府川哲夫「所得再分配調査でみる格差の実態：1987～2002 年調査」(平成 17 年度)

本研究では、1987～2002 年の所得再分配調査の個票データを用いて全世帯、現役世帯、高齢者について再分配後の所得の実態を明らかにした。また、2002 年調査については、①使用する等価尺度の影響、②負担を変化させた場合の所得再分配への影響、③生活保護受給世帯の状況、について検討した。